

認定医療法人の資産要件について（考え方）

平成 16 年 12 月「医療法人制度改革の基本的な方向性について（主な論点の整理）」

認定医療法人については、財務状況が広く公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど住民に対し透明性のある経営を行っていることから、行政において自己資本比率の規制を行う必要性について検討してはどうか。

(参考)

(別紙)

各種の非営利法人制度における資産要件について(比較)

<p>医療法人 (医療法)</p>	<p><u>医療法(昭和23年法律第205号)</u></p> <p>第41条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。 2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。</p> <p><u>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)</u></p> <p>第30条の34 <u>病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の100分の20(法第42条第2項に規定する特別医療法人にあつては、100分の30)に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。</u> 2 前項に規定する自己資本とは、<u>資本金及び剰余金の合計額(繰越損失金がある場合にはその額を控除した額)</u>をいう。</p> <p><u>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について</u> (昭和61年6月26日健政発第410号)</p> <p>第一 医療法人制度に関する事項 1 医療法人の資産要件 (1) 医療法人の資産要件として、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の100分の20以上の自己資本が必要であるが、「厚生労働大臣の定める基準」に適合する場合は当該規定を適用しないものであること。 (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の34第1項ただし書に規定された「厚生労働大臣の定める基準」は、次のとおりであること。 医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有していること。ただし、当該医療法人の設立又は合併後、概ね一年を経過するまでの間はこの限りではない。</p> <p><u>医療法人制度の運用について(昭和63年12月21日健政発第750号)</u></p> <p>1 一人医師医療法人の資産要件について (1) 医療法人の資産要件として、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下、「規則」という。)第30条の34により、病院又は老人保健施設を開設する医療法人については、自己資本比率の要件を規定したところであるが、一人医師医療法人については、この要件は適用されないので留意されたいこと。</p>
-----------------------	---

<p>公益法人 (民法)</p>	<p>「<u>公益法人の設立許可及び指導監督基準</u>」及び「<u>公益法人に対する検査等の委託等に関する基準</u>」について(平成8年9月20日閣議決定)</p> <p>別紙1 公益法人の設立認可及び指導監督基準</p> <p>5. 財務及び会計</p> <p>(2) <u>社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。</u></p> <p>(3) <u>財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。</u></p> <p>(7) <u>いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。</u> なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。 財団法人における基本財産 公益事業を実施するために有している基金 法人の運営に不可欠な固定資産 将来の特定の支払いに充てる引当資産等 負債相当額</p> <p>「<u>公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針</u>」について (平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>別紙 公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針</p> <p>(基準) 5. 財務及び会計(2)(3) (運用指針) (1) 公益法人の財政的基礎は、社団法人にあっては会費に、財団法人にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。 (2) ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。</p> <p>(基準) 5. 財務及び会計(7) (運用指針) (2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。 公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とすべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、<u>原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。</u></p>
----------------------	---

「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書（平成 16 年 11 月 19 日）

2. 一般的な非営利法人制度

(3) 社団形態の非営利法人制度

社団形態の非営利法人の規律の概要

ア 設立

法人は、社員となろうとする 2 人以上の者が、定款を作成し、公証人による定款の認証を受け、理事等の選任を行い、設立の登記をすることによって成立するものとし、設立時に一定の財産を保有することは要しない。

(4) 財団形態の非営利法人制度

財団形態の非営利法人の規律の概要

ア 設立

法人は、法人を設立しようとする者が、設立を目的とする寄附行為（設立行為）をもって、財産の出えん、寄附行為（根本規則）の作成、設立当初の評議員、理事及び監事の選任を行い、公証人による寄附行為の認証を受け、設立の登記をすることによって成立するが、設立時及び存続中の最低保有財産規制として、300 万円以上の純資産を保有しなければならない。

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

(2) 判断要件のあり方

規律

エ 内部留保のあり方

… また、当該規律に係る適正な水準については、指導監督基準等において望ましいとされている、一事業年度における事業費、管理費等の合計額の 30% 程度以下という水準は、適正な法人活動を制約するおそれがあるとの指摘も踏まえ、見直すことが適当である。ただし、法人個別の事情も斟酌する必要があることから、判断主体において委員会の意見に基づいて、特に合理的理由が認められると判断する場合に限り、当該水準を超えることも許容することが適当である。この場合、併せて、当該水準を超える合理的理由について情報開示を求めるべきである。

カ 財産的基盤の確保

公益性を有する社団形態の法人については、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有することが望ましい。

しかしながら、業種・法人ごとに求められる財産的基盤のあり方が異なることから、すべての公益性を有する法人に対して一律の基準を設けることは困難であり、多様な形態の法人活動を促進すべきといった観点からも、適切な財産的基盤の確保のあり方については、公益性を有する法人の自律性を尊重することが望ましいと考えられ、財産的基盤の確保については、例えば、財務書類の開示を求めるなど、国民一般に対する情報開示を通じた社会監視の対象とすることが適当である。

ク 公益性を有する財団形態の法人の財産

一般的な財団形態の非営利法人にあっては、現行財団法人における基本財産の概念とは別に、最低保有財産に係る規律を設けることとしており、法人が設立時及び存続中に 300 万円以上の純資産を保有しなければならないこととしている。

公益性を有する財団形態の法人が保有すべき純資産の額については、多様な形態の公益的活動を促進する観点からは、一般的な財団形態の法人に求められる最低額以上の純資産を求めることはしないことが望ましい。

<p>社会福祉法人 (社会福祉法)</p>	<p><u>社会福祉法</u> (昭和 26 年法律第 45 号)</p> <p>第 25 条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p><u>UUUUUU社会福祉法人の認可について (通知)</u> (平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号 / 社援第 2618 号 / 老発第 794 号 / 児発第 908 号)</p> <p>別紙 1 社会福祉法人審査基準</p> <p>第 2 法人の資産</p> <p>1 資産の所有等</p> <p>(1) 原則</p> <p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>2 資産の区分</p> <p>法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産 (公益事業を行う場合に限る。) 及び収益事業用財産 (収益事業を行う場合に限る。) とすること。</p> <p>(1) 基本財産</p> <p>イ <u>社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100 万円 (この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000 万円) 以上に相当する資産 (現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。) を基本財産として有していなければならないこと。</u></p> <p>ウ 社会福祉施設を経営しない法人 (社会福祉協議会及び共同募金会を除く。) は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。</p> <p><u>社会福祉法人の認可について (通知)</u> (平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号 / 社援企第 35 号 / 老計第 52 号 / 児企第 33 号)</p> <p>別紙 社会福祉法人審査要領</p> <p>第 2 法人の資産</p> <p>(3) <u>法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。</u></p> <p>なお、指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 等の介護保険法上の事業にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12 分の 2 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。</p>
---------------------------	---

社会保障審議会福祉部会意見書（平成 16 年 12 月 8 日）

今後の在り方と見直しの方向性

(2) 安定性の確保

また、事業に必要な財産を所有すること、その財産の担保提供を制限することなどの資産要件も原則として維持することが必要である。

見直しの具体的内容

1 社会福祉法人制度の見直しについて

(2) 経営の自律性の強化

() 行政関与の簡素・弾力化

(ウ) 資産要件の緩和

社会福祉法人の資産要件については、地域密着型サービスへという福祉政策の流れ、土地建物の所有による事業展開が都市部では困難という事情、さらに施設整備に対する高率の公的助成が将来的には縮小していくという事情も踏まえると、例えば、サテライト型特別養護老人ホームなどについて一定の要件の下に土地建物について民間からの賃貸を認めるなど、安定性を大きく損なわない範囲で緩和措置を講じることが必要である。

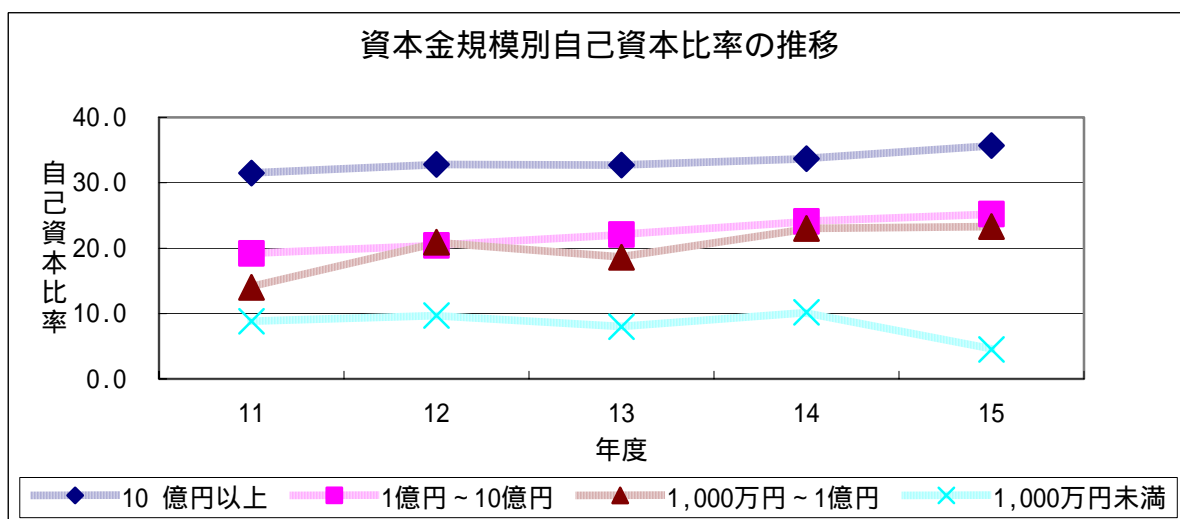
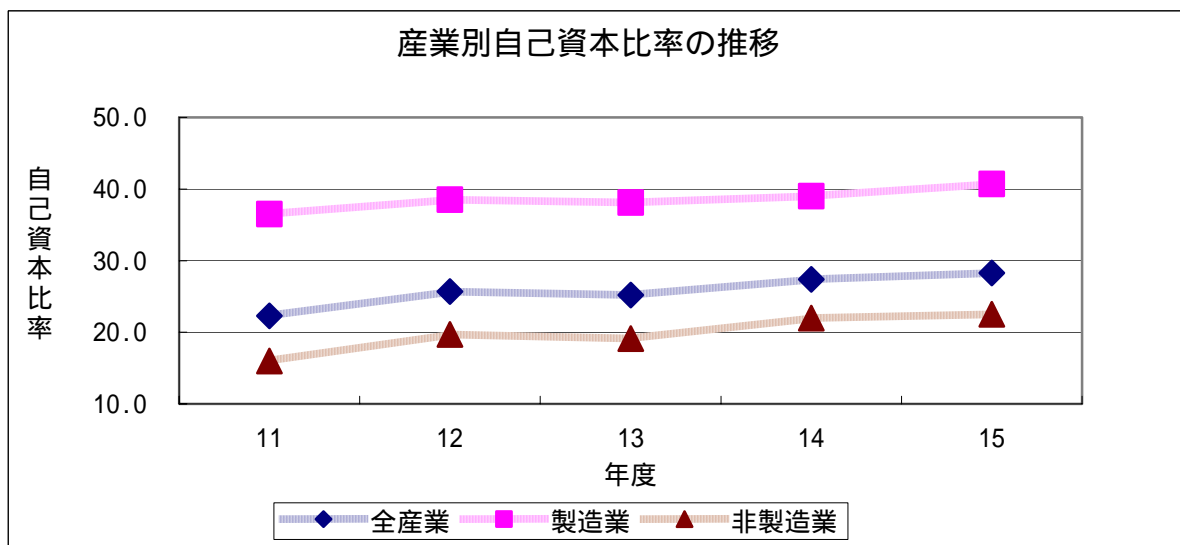
<p>学校法人 (私立学 校法)</p>	<p><u>私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号)</u></p> <p>第 25 条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。</p> <p><u>私立学校法の施行について (昭和 25 年 3 月 14 日文管庶第 66 号)</u></p> <p>三、学校法人の資産の認可基準について 学校法人を新設する場合の法第 25 条第 1 項に規定する資産については、次の基準によることが適当である。</p> <p>() 基本財産 (施行規則第 3 条第 2 項に規定するもの)</p> <p>1 <u>次の施設及び設備又はこれらに要する資金を有すること。</u></p> <p>(a) 施設</p> <p>(イ) 校地 (校舎敷地、屋外運動場、実験実習地 (中学校、高等学校の場合) 等</p> <p>(ロ) 校舎 校地及び校舎の面積は、学校の種類及び生徒数に応じて相当のものであること。</p> <p>(b) 設備</p> <p>(イ) 教具 (教育上必要な機械、器具、標本、模型等)</p> <p>(ロ) 校具 (教育上必要な机、腰掛等)</p> <p>2 <u>基本財産は、原則として負担附 (担保に供せられている等) 又は借用のものでないこと。但し、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準</u> (平成 15 年文部科学省告示第 41 号)</p> <p>第 1 学校法人の寄附行為を認可する場合</p> <p>1 学校法人の寄附行為を認可する場合 大学、短期大学又は高等専門学校 (以下「大学等」という。) を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。</p> <p>2 経営に必要な財産について</p> <p>(2) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、大学等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。</p> <p><u>学校法人会計基準 (昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号)</u></p> <p>第 30 条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。</p> <p>四 恒常的に保持すべき資金として別に文部大臣の定める額</p> <p><u>恒常的に保持すべき資金の額について (昭和 62 年 8 月 31 日文高法第 224 号)</u></p> <p>学校法人会計基準 (昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号) 第 30 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。</p> <p>記</p>
------------------------------	--

1 . 学校法人が学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 4 号の規定に基づき，恒常的に保持すべき資金の額は，前年度の消費支出の人件費（退職給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。），教育研究経費（減価償却額を除く。），管理経費（減価償却額を除く。）及び借入金等利息の決算額の合計を 12 で除した額（100 万円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てることできる。）とする。

<p>株式会社 (商法)</p>	<p>商法(明治32年法律第48号)</p> <p>第168条ノ4 資本ノ額八千万円ヲ下ルコトヲ得ズ 第284条ノ2 会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス 2 株式ノ発行価額ノ2分ノ1ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得 第288条ノ2 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 1. 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額</p> <p>平成18年提出予定の会社法により最低資本金は300万円以下に引き下げる方針。 平成19年度までの特例として個人が新しく会社を設立する場合、5年間は資本の額は問われない。 ガス、鉄道などの業法においては、自己資本比率規制は見当たらない。</p>
----------------------	--

(参考)

営利法人の自己資本比率の推移



(単位；%)

区分	年度	11	12	13	14	15
全産業		22.3	25.7	25.2	27.4	28.3
製造業		36.5	38.5	38.1	39.0	40.7
非製造業		16.0	19.7	19.1	22.0	22.5
資本金						
10億円以上		31.5	32.8	32.7	33.7	35.7
1億円～10億円		19.2	20.4	22.1	24.1	25.2
1,000万円～1億円		14.0	20.9	18.6	23.0	23.3
1,000万円未満		8.8	9.7	8.0	10.2	4.5

資料；平成15年度年次別法人企業統計調査（財務総合政策研究所）より

注）金融・保険業を除く営利法人を対象とした無作為抽出による標本調査